平成２５年（フ）第４８１７号
大阪府大東市灰塚１丁目11番13号　船本ハイツＡ棟103号
債務者　荻野　理恵（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８４６号
大阪市生野区巽北１丁目２番２号　充二荘１号
債務者　伊勢　富男
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第１６４３号
北海道檜山郡江差町字南が丘７番地の92
破産者　澤田　和美（旧姓浅井）
1　主文　当裁判所が平成25年10月１日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者の氏名につき「浅井　和美(旧姓澤田)」とあるのを、「澤田　和美（旧姓浅井)」と、住所につき「札幌市東区東雁来７条１丁目４番15号　パークサイドいがらし202号」とあるのを、「北海道檜山郡江差町字南が丘７番地の92」と各更正する。
2　決定年月日　平成25年10月31日
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１０７２号
福岡市南区向野２丁目23番18―202号、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区那の川２丁目11番10―901号
破産者　加藤　　守
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３７１号
仙台市太白区八木山東２丁目23番12号　アーバンハウス八木山東205
破産者　米倉　秀典
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３００号
埼玉県越谷市千間台西３丁目４番地　パークタウン８―104、旧住所埼玉県越谷市北越谷２丁目30番17号　アーベントハイム北越谷105号
破産者　鈴木　和晃
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３１０号
埼玉県春日部市小渕69番地２
破産者　澤田　純子
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
埼玉県秩父市大滝1870番地２
破産者　山中盛太郎
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬3475番地５
破産者　山中善一郎
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第４５６号
静岡県伊豆市柏久保221番地の３
破産者　樋川　忠治
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２５２号
静岡県富士市宮島729番地の１　エクレール203号、破産手続開始時の住所静岡県伊豆市土肥680番地の５
破産者　関　　浩將
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４０９号
大津市富士見台56―18　プレミアムコート101号室、住民票上の住所奈良市三条宮前町１番38―303号
破産者　中西　啓員
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２９６号
福岡県筑紫郡那珂川町恵子４丁目８番１号
破産者　杉谷　隆之
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２３５号
函館市上野町37番19号　デュエルＵコート２号
破産者　畠山　雅人
1　決定年月日　平成25年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３４号
北海道北見市端野町二区793―１　医療法人ケイ・アイオホーツク海病院、住民票上の住所北海道北見市高栄西町７丁目２番７号
破産者　又城　好一
1　決定年月日　平成25年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第１４１３号
横浜市青葉区すみよし台６番地４
破産者　中山　輝行
1　決定年月日　平成25年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４１５号
横浜市青葉区すみよし台６―４、住民票上の住所横浜市青葉区寺家町568番地
破産者　直井　宏江
1　決定年月日　平成25年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部